

容量市場2024年度追加オークションに 係る監視結果

2024年7月23日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視
- 事後監視

3. 価格つり上げの監視結果

- 事後監視

監視の観点①

- **市場支配力を有する事業者**が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量を下回る容量で応札すること（**売り惜しみ**）や、電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（**価格つり上げ**）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。
- そのため、「容量市場における入札ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて、電力・ガス取引監視等委員会が、容量市場オークションへの応札前後において、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」などの問題となる行為がなかったか、「**事前監視**」と「**事後監視**」を実施している。
- その上で、**追加オークションにおいては**、メインオークションと比較して、小さな市場規模が予想され、相対的に規模の小さな容量の事業者であっても価格形成の影響力が高まることが考えられるため、**追加オークションに応札する全事業者が市場支配力を有しうるとみなす**とされている。
- ただし、**全事業者に対して、限られた時間にすべての売り惜しみを監視することは困難**であるため、**売り惜しみの監視対象はメインオークションと同様の基準**とされている。
- また、メインオークションと比較して、参加登録から応札までのリードタイムが短くならざるを得ないことから、**事前監視の対象行為が「売り惜しみ」に限定**される。
- 今回は、2024年5月に実施されたオークションについて、「事前監視」及び「事後監視」の結果を報告する。

監視の観点②（売り惜しみ）

【事前監視】

- 事前監視における「売り惜しみ」では、「応札しない」電源について、（ガイドライン上で整理されている）以下の売り惜しみにあたらぬ正当な理由のうち、⑤に該当するか確認をする。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

【事後監視】

- 「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源が、上述の正当な理由のうち①～④に該当するか確認する。

監視の観点③（価格つり上げ）

【事後監視】

- 以下の電源について、応札価格の算定方法及び算定根拠について説明を求める。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとして判断した場合に限る。

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

－事前監視

－事後監視

3. 価格つり上げの監視結果

－事後監視

売り惜しみ・事前監視の結果

- 売り惜しみにあたらない正当な理由のうち、「⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」に該当する電源の有無に関し、電力・ガス取引監視等委員会から各事業者に対して明示的に確認を行った。
- その結果、2事業者から5電源について、申出があったところ、当該電源について、当該事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、申出のあった5電源のうち1電源については、正当な理由のうち⑤に該当するものであることを確認した。
- また、残りの4電源については、正当な理由のうち⑤に該当するものと認められないことから、追加オークションへの応札を求めた。
- なお、上記4電源については、いずれも電源等差替を予定しているため、応札しないとするものであったが、電源等差替の完了前後によって、応札対象が変わることはあれど、電源等差替を理由として、差替先・差替元電源のいずれも応札しないことは、他に売り惜しみにあたらない正当な理由がない限り、売り惜しみにあたらない正当な理由があるとはいえず、電源等差替の完了状況に応じて、対象電源の応札を求めた。

【参考】電源差替に係る応札の基本的な考え方

- 今回の追加オークションの応札対象は、メインオークション（実需給年度は2025年度であり、以下同じ。）の「非落札」又は「未応札電源」となる。
- 差替が完了していない状態では、差替先電源（下記のB）は、メインオークションでの非落札（又は未応札）電源となるため、追加オークションの応札対象となる。一方で、差替元電源（下記のA）はメインオークションでの落札電源であり、追加オークションの応札対象外となる。
- 差替が完了した状態では、差替先電源（下記のB）は、メインオークションの電源となるため、追加オークションの応札対象外となる。一方で、差替元電源（下記のA）はメインオークションの電源ではなくなるため、追加オークションの応札対象となる。

差替完了前

差替元電源A
(応札対象外)



差替先電源B
(応札対象)



差替完了後

差替元電源A
(応札対象)



差替先電源B
(応札対象外)



		(差替元電源)	(差替先電源)
電取委 としての 考え方	差替完了前	応札対象外	応札対象
	差替完了後	応札対象	応札対象外

Aは、メインオークションでの落札電源のため、追加オークションでは応札対象外。

Bは、メインオークションでの非落札電源のため、追加オークションでは応札対象。

Aは、メインオークションの電源ではなくなるため、追加オークションでは応札対象。

Bは、メインオークションの電源となるため、追加オークションでは応札対象外。

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

－ 事前監視

－ 事後監視

3. 価格つり上げの監視結果

－ 事後監視

売り惜しみ・事後監視の監視結果

- **応札しなかった電源（95件。うち1件は事前監視対象のため、下表の合計数は94件。）及び期待容量を下回る容量で応札された電源**（電源の特定につながるおそれがあることから、件数及び容量は非公表とする）について、理由の説明と根拠資料の提出を求めたところ、下記の①～④のいずれかの要件を満たしており、**問題となる事例は確認されなかった。**
- なお、**事前監視時に応札を求めた電源**については、**応札されている**ことを確認した。

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	件数合計	容量合計 (万kW)
応札しなかった電源 (設備容量：万kW)	17件	1件	50件	18件	4件	4件	94件	1,584
① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合 注1	2件	-	-	-	3件	-	5件	215
② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合 注2	4件	1件	7件	-	1件	1件	14件	1,197
③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合	-	-	-	2件	-	-	2件	110
④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合	11件	-	43件	16件	-	3件	73件	61

注1：すでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である電源としては、設備更新予定の老朽火力が応札しなかった容量の大半を占めている。

注2：休廃止以外の理由によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である電源としては、原子力電源が応札しなかった容量の大半を占めている。

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

- 事前監視

- 事後監視

3. 価格つり上げの監視結果

- 事後監視

価格つり上げ・事後監視の監視結果

- 監視対象電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方にに基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、**3社6電源を除いて、問題となる事例は確認されなかった。**
- 上記、3社6電源のうち、1社（E-Flow合同会社） 2電源については、**「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を上回る価格で応札されたことを確認した。**
- ガイドライン上、維持管理コストで応札をしている場合には、価格のつり上げに該当しないものとみなされるとされており、維持管理コストは、電源を維持することで支払うコストから電源を稼働することで得られる他市場収益を差し引いた額と規定されている。
- 同社が応札した2電源は、いずれも発動指令電源であるが、安定電源では、発電せずとも発生する sunk cost が kW 価値（電力を提供する能力に対する価値）の提供に対応しており、変動費（燃料費など）が kWh 価値に対応するという整理であることに鑑みれば、**発動指令電源**については、当該電源について**待機するだけでアグリゲーターとして必要になる運用コストを積み上げたもののみを、電源を維持することで支払うコストとみなすことが合理的**と考えられる。
- この点、同社は、アグリゲーターとして、発動指令電源の契約の相手方に対して支払う報酬を踏まえるなど、一部合理的な算定が確認されたものの、**容量市場から得られる収入を踏まえて応札価格を算定**しており、**全体として維持管理コストとして認められるものではなかった。**
- そのため、事務局より、当該電源の**維持管理コストの算定を指示**したところ、**維持管理コストを上回る応札価格**となっているとの連絡があった。

価格つり上げ・事後監視の監視結果

- E-Flow合同会社の応札行動は、価格つり上げを意図した行動とまではいえないものの、電力の適正な取引の確保を図るため、文書指導を行い、事業者名及び当該行為の内容を公表した。併せて、ガイドラインに基づき、資源エネルギー庁に情報を共有したうえ、事業者に対して応札の是正を、広域機関に対し、是正された応札情報に基づく約定処理を求めた。
- なお、発動指令電源の維持管理コストについては、より明確化するために、考え方を記載するなど、ガイドラインを変更することが考えられる。
- その他、2社が応札した4電源においては、維持管理コストのうち、事業税（収入割）の算定方法に誤りを確認した。
- いずれの事業者においても、電源の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額ではなく、電源の稼働によって得られる収入に対して発生する事業税の額を算定しており、結果として維持管理コストの算定を誤ることとなった。
- ただし、いずれの事業者においても算定した維持管理コストを下回る価格で応札しており、応札価格は事務局によって再算定した事業税（収入割）を用いた維持管理コストを下回る価格となっていることから、価格つり上げとはいえない。
- これを踏まえて、上記の2社については、社名を伏せた形で、当該事実をプレスリリースに記載した。

価格つり上げ・事後監視の監視結果

【参考】容量市場における入札ガイドライン（抜粋）

（５）監視結果

電力・ガス取引監視等委員会において、監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない場合には、注意喚起を行う。なお、事前監視については、事業者がその結果を踏まえて応札の可否や応札内容を判断する必要があるため、事業者に対し、監視の結果を通知する。また、**売り惜しみや価格のつり上げが判明した場合**には、必要な手続きを踏まえた上で、**事業者名及び当該行為の内容を公表**する。

監視の過程等においては、**応札の受付終了日より後に、本来の水準よりも高い約定価格を形成してしまう事象を確認する場合**が考えられる。仮に、**応札の受付終了日後から約定結果公表前にこのような事象が確認された場合、電力・ガス取引監視等委員会は資源エネルギー庁に対して情報の共有を行う**。そして、当該事象を発生させた**事業者に対して応札の是正を、広域機関に対して是正された応札情報に基づく約定処理**を求める。また、仮に、約定結果公表後にこのような事象が確認された場合、市場管理者たる広域機関と電力・ガス取引監視等委員会、資源エネルギー庁は協議を行い、その影響の大きさも考慮しながら対応を定めることとする。

さらに、**特に公正を害する応札行為を防止**するため、市場管理者たる**広域機関は、募集要綱等に盛り込むペナルティについて検討**を行う。例えば、**一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等**が考えられ、**資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会と協議の上、適切な措置の検討**を行う。

なお、監視のために供出事業者等から入手する算定根拠等の情報が、当該供出事業者等の競争情報に当たる場合には、非公開とすることが適切である。